平 成 2 2 年 度

福岡県包括外部監査の結果報告書

(概要版)

福岡県包括外部監査人公認会計士 永利新一

I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

Ⅱ. 特定の事件(監査のテーマ)

県債に関する事務の執行及び県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行 について(県の財政収支バランスをふまえて)

Ⅲ. 特定の事件の選定理由

福岡県は、地方公共団体として、住民の福祉の増進を図る責務を負っており、 事務処理に当たっては最小の費用で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理 化に努めなければならない(地方自治法第1条の2、第2条第14項及び第15 項)。また、財政の健全な運営に努めなければならない(地方財政法第1条及び 第2条)。

福岡県では、財政収支バランスを改善し県債の発行残高を抑制すべく平成19年7月策定の福岡県行政改革大綱に基づき歳出・歳入全般にわたり厳しい見直しに取り組んでいる。

県の厳しい財政状況の中で、県債の起債を中心とした事務の執行・管理、及び 歳入確保の施策のひとつである未利用の土地・建物の処分を中心とした事務の執 行・管理が適正かつ効果的に行われているかを監査することが有用であると判断 し、本テーマを特定の事件として選定した。

なお、監査報告書における結果及び意見の概要(要約)については、2ページ 以降にまとめている。

Ⅳ. 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

永利 新一 公認会計士

2. 補助者

岩本智弘弁護士大塚誠之公認会計士廣島武文公認会計士首藤英樹公認会計士前田拓也公認会計士

玉井 信裕 公認会計士試験合格者

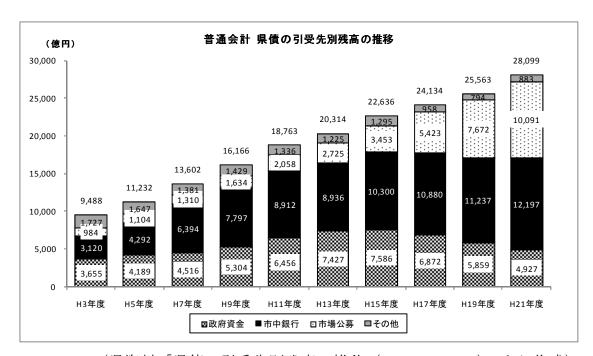
梶原 誠子 アシスタント

V. 県債に関する事務の執行について

1. 県債の概要

(1) 県債の推移

- 県債発行額・償還額、残高は、毎年確実に増加している。新発債と借換債を合わせると、毎年4,000億円超の県債が発行されている。
- 毎年の発行額と元金償還額の差が県債残高となり、平成21年度末では、 2兆8,099億円となっている。
- 平成13年度より地方交付税の代替としての臨時財政対策債を発行し、この臨時財政対策債が毎年増加している。
- 引受先は、政府資金関係が減少、市中銀行が横ばい、市場公募債のウエイトが増加している。



(県資料「県債の引受先別残高の推移 (H3~H21)」より作成)

2. 主な監査の要点

- (1) 県債の管理業務が適正かつ有効的・効率的に実施されているか。
- (2) 県債の発行業務が適正かつ有効的・効率的に実施されているか。

3. 監査の結果

- (1) 監査の結果及び意見
 - ① 監査結果及び監査意見数
 - (ア)監査結果・・・・・・0件(合規性違反であり早急に改善が要求されるもの)
 - (イ)監査意見・・・・・・0件 (監査結果には至らないが第三者的意見を取りまとめたもの)

4. 監査人の所感

「住民の福祉の増進」は、地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、これに努めなければならないことは言うまでもない(地方自治法第1条の2、第2条第14項)。また、「住民の福祉の増進」は、本件監査に当たって、特に意を用いなければならない点とされている(地方自治法第252条の37)。

監査人は、過去3年間にわたり一貫して収支バランスを中心として県財政を見てきたが、県財政の収支バランスが崩れることは、「住民の福祉の増進」を損なうことに繋がるものと思料する。

以下、県の財政が将来にわたって持続可能なように収支バランスを保ち、住民 福祉の増進に資するようにとの観点から、包括外部監査人の所感を述べる。

(1) 財政収支バランスに関する客観的な認識の必要性

県債残高は毎年増加し、平成21年度末の県債残高は2兆8.099億円に及んでいる。また、臨時財政対策債(地方交付税の振替え財源)が増加しており、基礎的財政収支(プライマリーバランス)でみても、県財政は赤字となっている。県財政は、このような指標でみると収支バランスが崩れていると言わざるを得ない。収支バランスの崩れが拡大を続けた場合、財政破綻の可能性もある。そこで、県は、財政の現状を客観的なデータにより、正確に把握する必要がある。

(2) 財政収支バランスを健全にするための施策の検討の必要性 財政収支バランスを健全にするためには、歳入及び歳出の両面からの検討が 必要である。

① 歳入(県債以外)の増加について

財政収支バランスを健全にするにはまず税収の増大を図るのが基本である。 しかし、県税も地方交付税等も現状の税制では減収となると考えざるを得ない。 この点は、税制度や国の財政制度と密接に関連しており、地方自治体の自助努力のみでは困難な面がある。全国知事会においては、平成22年7月に、地方消費税の増額等に関する国への申入れを行っているが、申入れをしたことで事足れりとせずに、住民福祉の増進のために、国への働きかけを継続する工夫が望まれる。

国から新たな政策協力を求められた時、財源を確認してできることできないことを明確にしていくことも肝要である。

② 歳出の削減について

歳出の削減についても、国の諸制度と密接に関連しているため、歳出の削減 は容易ではないが(例えば社会保障関係費)、歳入の増加が困難であることを 考慮すると、これまで以上の削減努力が求められる。 具体的には、歳出の3割を占める人件費につき、従来の年功序列等の制度を 見直す等の抜本的な改善が求められる。

社会保障関係費の削減については、社会保障に関する受益と負担の公平な在り方について、社会保障の現場に近く実体を熟知している県の意見を、国に伝える努力をすることが望まれる。

③ 県債について

ア. 財政収支のバランスが崩れると、県債(特に臨時財政対策債)への依存が高まり、その結果、地方債残高が増大する。臨時財政対策債は、その償還について、将来、地方交付税交付金で措置されるという制度であるが、国の深刻な税収や財政状況を見た場合、地方に全く負担がない状態で措置されるという保証はない。全国知事会も言うように、臨時財政対策債は、実質的には負担の先送りである。県としては、建設地方債及び臨時財政対策債の双方について、将来世代への負担の先送りとならないよう、県債の発行をできるだけ抑えるよう努力することが望まれる。

イ. 臨時財政対策債については、国の財政悪化により、やむなく地方自治体が発行させられている面があるが、地方財政を健全にするためには、国に対して、今後とも臨時財政対策債を発行しないで済むよう、地方交付税交付金(現金)の交付を求めていくことが望まれる。

ウ. 毎年発行される県債には、新発債(毎年の予算に計上される)と借換債がある。合計額が、県がその年に発行して調達しなければならない資金である。

借換債を含む発行額が多額になると、利率や引受け手(国内か国外かなど)等によっては、県の財政を圧迫する要因となる。また、県債の増加は、将来世代への負担の先送りとなり、将来世代の福祉の増進を損なう危険性がある。県としては、借換債の将来予測を含め、県債の適切な管理を行うことが必要である。

(3) 新財政構造改革プラン期間終了後の対応

県は、平成19年6月に新財政構造改革プランを策定しているが、平成20年秋のリーマンショックにより、同改革プランに比し税収見込みが大幅に下回ることとなった。当該プランは平成23年度までで期間終了となるが、適切な財政運営を実施していく上では、毎年度の情勢を踏まえた収入確保・歳出削減の取組が必要である。県としては、これからの課題を明確にして、少しでも体力のあるうちに対策を講じて、財政健全化へ取組むことが求められている。

(4) 職員の意識改革について

県の財政が破綻することは、必要な住民サービスの提供が行われなくなること、すなわち、住民福祉に反することを意味する。県としては、体力があるうちに、組織の枠にとらわれず職員の意識改革を進め、これ以上の財政悪化を生じないような方策を検討することが望まれる。

県を取り巻く環境は激変しており、県のこれまで、今、これからを見据え、何をなすべきかを明確にして、県政の方向を明示することが望まれる。

(5)「住民福祉の増進」に資するためのニーズの把握について

福岡県は、厳しい財政状況の中で、県職員の定数や人件費を見直したり、県の事業を見直すなど、行財政改革に真剣に取り組んでいる。ただ、国の法制度等、様々な制約もあり、地方債の残高が増加し、県が実施したい事業が必ずしも実施できていないのではないかと懸念される。

県においては、今後とも、県民の行政ニーズを的確に把握し、事業の優先順位をつけながら(不要な事業は廃止等しながら)、行政サービスを提供していくことが望まれる。

(6) 県民に対する説明について

限られた財源の中で、財政収支のバランスを取りながら、事業の取捨選択をし、真に住民福祉の増進に資する行政を行うためには、県民の行財政への理解と信頼が必要である。そのためには、県の行財政の状況について、県民が容易に理解できるよう、客観的な資料・データをグラフ化する等平易な形で示すことが望まれる。地方自治の柱の一つは「住民自治」であり、より良い福岡県にしていくために県民への十分な説明を行い、県民が適切な判断をできるような行政の在り方が望まれる。

VI. 県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行について

1. 県の管理する公有財産の概要

福岡県の公有財産の所有状況推移のうち、土地については、平成21年度末時点で、行政財産と普通財産の合計は23,672千㎡と平成19年度対比で97.2%と大きな変化はない。建物についても、平成21年度末時点で、行政財産と普通財産の合計は5,303千㎡と平成19年度対比で98.9%と大きな変化はない。

2. 未利用地の管理

(1) 概要

福岡県は、平成11年に県有財産の有効活用を図る観点から、県有財産の処分・利活用促進チーム「未利用地部会」を設置している。

これは、県有財産の処分・利活用による歳入確保の観点から設置された部会のひとつであり、現在も県庁内に存在している部会である。

(2) 未利用県有地一覧

部会に提出された説明資料としては「未利用県有地一覧」がある。これは、 毎年度当初に財産活用課から各所管課へ照会をかけて更新している資料であ る。一覧によると県としては未利用地を大きく「①処分(売却)する土地」、「② 将来処分(売却)する土地」、「③県において当面保有する土地」の3つに分類 している。

「①処分(売却)する土地」とは、県として当該年度に売却が可能な土地であり、境界等の問題なく入札等を実施、または実施予定の土地である。平成22年12月末時点で75件(234千㎡)になっている。

「②将来処分(売却)する土地」とは、近隣住民との境界協議が不調に終わっている等、種々の問題が未解決のままで処分が直ちに実施できない土地である。平成22年12月末時点で94件(180千㎡)になっている。

「③県において当面保有する土地」とは、県や市町村等での利用の可能性があるため一般の入札による処分によらない土地である。平成22年12月末時点で40件(691 千㎡)になっている。

3. 未利用地の処分の概要

県は、平成19年7月に策定された「福岡県行政改革大綱」で「資産の有効活用」による歳入確保の観点から、「未利用県有地の処分の促進」を明記している。 行政改革大綱を策定される前の平成16年度から平成21年度までの過去6年で431件を処分し、総額173億円の歳入を確保している。財産活用課を中心とした県の取組が奏した結果となっており、今後もさらなる処分の促進が期待される。

- 4. 主な監査の要点
- (1) 未利用地の管理業務が適正かつ有効的・効率的に実施されているか。
- (2) 未利用地の売却手続が適正かつ有効的・効率的に実施されているか。
- 5. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見
- (1) 監査の結果及び意見
 - ① 未利用地の管理全般・売却手続に関する監査結果及び監査意見数
 - (ア)監査結果・・・・・・・ 1件(合規性違反であり早急に改善が要求されるもの)
 - (イ)監査意見・・・・・・10件 (監査結果には至らないが第三者的意見を取りまとめたもの)
 - ② 未利用地の実地調査(14か所)に基づく監査結果及び監査意見数
 - (ア)監査結果・・・・・・13件(合規性違反であり早急に改善が要求されるもの)
 - (イ)監査意見・・・・・・27件 (監査結果には至らないが第三者的意見を取りまとめたもの)
- (2) 監査結果の主な内容
 - ① 未利用地の管理全般・売却手続に関する監査結果 (ア)公有財産のうち、特に普通財産の調査・管理の徹底:1件
 - ② 未利用地の実地調査に基づく監査結果
 - (ア) 不法侵入防止等の財産保全対策が不十分:7件
 - (イ) 不法投棄:2件
 - (ウ) 構築物等の無断設置・放置:2件
 - (エ) 字図と実測図の不一致状態の長期化:1件
 - (オ) 未利用期間の長期化(10年以上):1件
- (3) 監査意見の主な内容
 - ① 福岡県の未利用地の管理全般について:4件
 - ・ 未利用地部会の活性化、職員の専門的知識の習得等
 - ② 未利用地の処分以外の公有財産の有効活用について:1件
 - ・行政財産のさらなる有効活用
 - ③ 職員駐車場の有料化について:3件
 - 各県の動向を考慮した早急な実施等
 - ④ 未利用地の管理状況について (個別):29件
 - ・物理的な資産リスクある公有財産の確認と緊急度に応じた適切な対応
 - ・ 未利用地の交渉事績等の記録管理の徹底等